

# 公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約

S 3 2.	7.	1 1	制 定
S 4 0.	8.	7	一部改正
S 4 5.	6.	2 4	一部改正
S 5 3.	5.	3 0	一部改正
S 6 2.	6.	1 0	一部改正
H 2.	6.	1 9	一部改正
H 5.	6.	1 1	一部改正
H 2 5.	6.	2 4	一部改正
R 1.	7.	2	一部改正

## (総則)

- 第 1 条 公益社団法人日本気象学会細則に基づき北海道支部（以降、支部）をおく。本規約は公益社団法人日本気象学会細則第 4 条の支部規程に該当する。
- 第 2 条 支部は事務局をおく。

## (支部理事会)

- 第 3 条 支部理事会は支部の理事によって構成される。
- 第 4 条 支部に次の役員をおく。  
理 事 3 名（内支部長 1 名、常任理事 1 名）  
会計監査 1 名  
幹 事 4 名以上（内幹事長 1 名）
- 第 5 条 理事および会計監査は支部会員の立候補者の中から選挙によって定める。
- 第 6 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 7 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。
- 第 8 条 支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。
- 第 9 条 理事は支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。
- 第 1 0 条 役員任期は 2 年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後も後任者が就任するまでその責務を行う。

## (支部総会)

- 第 1 1 条 支部総会の議事は、理事および会計監査の選任および解任、ならびに本規約改定の上申に限る。支部長は第 2 1 条に定める他、必要と認めるときに、支部総会を招集する。
- 第 1 2 条 支部総会の議事要項は支部総会の 7 日前までに支部会員に通知する。また、支部総会で議決した事項は、支部総会后すみやかに支部会員に通知する。
- 第 1 3 条 支部会員は支部総会において各 1 個の議決権を有する。支部総会における決議は議決権の 3 分の 1 以上の出席と、出席支部会員の過半数によって行う。なお、支部総会へは電磁的な方法を含む書面による出席も可とする。

## (支部役員選挙)

- 第 1 4 条 支部役員選挙の投票日および選挙の方法は支部理事会で決定する。
- 第 1 5 条 支部長は投票日の 3 0 日前までに選挙管理委員会を設置して、役員選挙を告示する。また、選挙管理委員会は投票日の 1 5 日前までに支部会員の中から支部役員候補者を定め、候補者名簿をすみやかに支部会員に通知する。

- 第16条 選挙管理委員会の構成員は支部長が支部会員から指名する。選挙管理委員会は支部役員選挙の実務を行う。また、支部長は支部役員選挙に立候補したものを選挙管理委員会の構成員から解任しなければならない。
- 第17条 投票は無記名投票とする。
- 第18条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合はくじびきにより順を定める。
- 第19条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、支部理事会の推薦によって補充する。なお、理事すべてに欠員が生じた場合は、幹事が理事の職務を代行する。
- 第20条 開票は常任理事立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。
- 第21条 選挙管理委員会は開票の結果を支部会員にすみやかに通知する。また、支部長は、開票後すみやかに支部総会を招集する。

(支部機関誌)

- 第22条 支部は支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。

(顕彰)

- 第23条 支部はすぐれた功績のあった支部会員を顕彰する。